

議題 5. 理事会提案議題 1

平成 22 (2010) 年度～平成 24 (2012) 年度中期重点事業 総括

平成 25 年度第 1 回理事会 2013. 4. 17 専務理事

《目標》

- A. 医学図書館（協会）の必要性と社会貢献のあり方を具体的な活動によって示す。
- B. 会員機関の図書館サービス充実と会員個々のスキルアップをめざす。
- C. 組織・運営及び法人形態を再検討する。
- D. 関連機関・団体との連携を図る。

1. 教育・研修と認定資格制度の連携による専門職能力開発プログラムを構築する。
 - (1) これからのヘルスサイエンス図書館員が身につけるべき知識と技能を明確にし、適切な専門職能力開発プログラムを策定する（第 81 回総会分科会要旨から）。

専門職能力開発プログラム推進委員会が始動。平成 22 年 5 月の第 81 回総会にて「5 つの提言」を発表。平成 23 年 9 月の第 82 回総会分科会 B「専門分野の図書館員の能力開発プログラムは今」にて、専門職能力開発プログラム（知識とスキル、教育、認定資格、モデル活動）案を提示。平成 24 年 2 月には有識者懇談会と新カリキュラム案に基づく「図書館員のための医学の基礎知識講座」を開催。この専門職能力開発プログラム案を、認定資格運営委員会や教育・研究委員会と連携しながら、後継の専門職能力開発委員会で検討し、最終案の策定に着手している。

2. 平成 20 年度から取り組む下記の受託事業を基幹事業に発展させる。

- (1) 診療ガイドライン作成支援。

協会事業として定着した。平成 20 (2008) 年度以降、平成 24 (2012) 年度までの受託ガイドライン数は 63 にのぼり、社会的・学術的な貢献とともに、協会の存在を各学会にアピールしている。また、受託料収入によって協会財政への寄与も少なくない。

文献検索を担当するワーキンググループはメンバーの退出はあるものの、平成 24 年度 (10 個人、12 機関) と同様に維持されてきた。メンバーを増やすとともに、検索結果の質を向上させ、グループ間で同レベルを保つように研修を重ねる必要がある。

- (2) 公共図書館（一般市民）向け健康情報研修（JLA 等との連携のもとに）。

平成 22 年 (2010 年 1 月) の鳥取県図書館を皮切りに、2011 年度までに、岐阜県図書館、宮崎県図書館、宇佐市民図書館（大分県）にて医療・健康情報研修を受託、実施した。平成 22 年 (2010 年) 度に教育・研究委員会のもとに健康情報サービス研修ワーキンググループを作り、活動の中心とした。また、平成 24 年 (2012 年) 度には医療・健康情報委員会を新たに立ち上げ、JMLA が研修等を自ら企画・実施する事業へと方針転換している。2012 年 5 月に、テキスト「やってみよう 医療・健康情報サービス」を刊行。

(3) その他、関連団体からの受託研究・調査など。

医中誌刊行会からの受託による調査／研究を以下のとおり実施した。受託料収入による協会財政への寄与も大きい。

- ①「一般の方への医中誌 Web の提供についての調査」平成 21 年度～平成 24 年度。
- ②「医中誌 Web Version 5. の Web チュートリアル作成」平成 24 年度。

3. 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）構想を再考する。

(1) ライフサイエンスかヘルスサイエンスか、施設かナビゲーションセンターか、これらを根本から問い直す。

サービス対象を反映させること、専門員制度との名称を一致させること、長らく停滞してきた議論を再活性化する意識変革などの観点から、めざす構想の名称を「国立ヘルスサイエンス情報センター」に変更した。施設かナビゲーションセンターかは、十分に示しきれなかった。

(2) 母体をどこにおくかを定め、JMLA の関与の仕方を明確にする。

母体は国（国立または関連機関）であるべきこと、サービス対象を国民一般とすること、JMLA は側面から関与するべきであるという結論に達した。これらの点については会員へのアンケートでも明確に支持されている。しかし、国の施設としての方向性が必ずしも JMLA 会員の利益につながらない場合の取り扱いについては、議論の収束を見ていない。

(3) 「からだところの情報センター」を再スタートさせる。

平成 23 年 8 月に 6 団体担当者による会合を行い、運用を再活性化しつつある。一方、国立の施設に求められる機能を考察するモデルとして、国立国会図書館が運用する「レファレンス協同データベース」を参考に、医療・健康情報委員会と協力して、新たなページ作りの検討に入った。

4. 総会運営を試行し、第 84 回（平成 25 年度）総会に細則改正を提案する。

- (1) 協会運営のための会議を旨とし、研修は年度ごとの検討次第とする。
- (2) 経費節減と簡素化を図り、地区開催も視野に入れた運営モデルとする。

第 80 回（平成 21 年度）総会から 4 度の試行を経て、第 83 回（平成 24 年度）総会において、新しい開催方法の決議に至った。第 84 回（平成 25 年度）総会にて「総会運営に関する細則」を改正する。

5. 理事会、委員会、中央事務局の仕事を整理し、人的資源や財源を効率運用する。

- (1) 個人に頼ることのない、組織的な運営システムを構築する。
- (2) 中央事務局運営体制を継続検討する。

第 80 回（平成 21 年度）総会での中央事務局体制に関する審議以降、執行部、委員会等も含む協会運営及び体制についての議論は深まっていない。事務局については、局長

と局員の2人体制を維持したまま、事務効率と正確性の向上に努めてきた。依然として、協会全体の人員の問題、業務の標準化、継続性などの課題があり、次期事業目標に引き継ぐ。

(3) 活動の点検と委員会の見直しを行い、理事や委員の力が分散しないようにする。

事業活動の進捗や変化に伴い、委員会を分割（→教育・研究委員会と医療・健康情報委員会）、改廃（→専門職能力開発委員会）、新設（→国際交流委員会）した。

6. 会員の権利と義務に対応して根拠が明確な会員種別及び表決権とする。

(1) 会員である意味（権利と義務）を明確にし、会員が会運営に果たす役割を考える。

(2) ふさわしい法人組織を再検討する。NPO法人か、一般社団法人か。

会員の権利と義務を簡易な表に整理するにとどまり、明確に広報するには至らなかった。法人の種類の再考とともに、次期の事業目標に引き継ぐ。

(3) 権利と義務に対応し、根拠が明確な会員種別及び表決権とする。

第82回（平成23年度）総会の決議に基づき、平成23年12月に定款を改正、会員種別を改めた。NPO法人の表決権は、機関であれ個人であれ、1会員につき1票であることを確認している。

7. 関連する機関、団体との連携を図る。

(1) 事業連携を継続、発展させる。

第83回（平成24年度）総会から、JPLA、JSTとの分科会共催を実施した。また、平成23年度から、日本医書出版協会（JMPA）との間で、電子資料と著作権をテーマにした合同会議を開始、研修や広報などで連携を図っている。

(2) 組織統合の可能性を探る。

組織的な検討を行う段階には至っていない。次期重点目標に引き継ぐ。

議題 5. 理事会提案議題 2

平成 25 (2013) 年度～平成 27 (2015) 年度 重点事業目標 (案)

平成 25 年度第 1 回理事会 2013. 4. 17 専務理事

A. 社会貢献するために

1. 信頼性の高い医療・健康情報の流通を促進する。
2. 診療ガイドライン作成支援等、受託事業の質向上と制度化を進める。
3. 国立ヘルスサイエンス情報センター設立への基盤作りを行う。
4. ヘルスサイエンス情報専門員のブランディングを展開する。
5. 保健・医療関連図書館の「機能評価制度」構築を準備する。

B. 会員の権利と義務のために

1. 会員の権利と義務を明確にし、協会全体の合意とする。
2. 専門職能力開発プログラムを完成、具体的実施への移行段階に入る。
3. 会員の研修・教育機会の均等化を図る。
4. 会員に対するリソース契約支援を強化する。

C. 運営の安定化のために

1. 会員の執行部及び委員会活動への参画を奨励する。
2. 各事業すなわち各委員会活動の連携を図る。
3. 総会、役員会、委員会等、協会活動の継続性と標準化を図る。
4. 中央事務局のあり方を検討し、業務再整備とともに事務能力を強化する。

D. 望ましい組織であるために

1. 本会に最適な法人種類を再考する。
2. 分野が重なる図書館団体との連携・統合の可能性を探る。
3. 業務上関わりが深い各種団体との交流を継続、発展させる。
4. 各国の保健・医療関連図書館団体との交流を促進する。

理事会提案議題 3-1

正会員及び協力会員の会員番号・略称・記号の付与方法案と

それに準じた新設定案について

1. 会員番号

1) 付与要件

- (1) 会員種別が識別できること。
- (2) 会員が所属する地区会が識別できること。

2) 付与方法

- (1) 会員番号の付与・管理等は、中央事務局が行う。
- (2) 1会員1番号とする。
- (3) 会員番号は、会員種別を英文字1字、地区会番号を数字1桁、ハイフン「-」を挟んで、会員番号を数字3桁として構成する。
 - ア 会員種別は、正会員AをA、正会員BをB、正会員個人をD、協力会員をEとする。
 - イ 地区会番号は、北海道地区会を1、東北地区会を2、関東地区会を3、北信越地区会を4、東海地区会を5、近畿地区会を6、中国・四国地区会を7、九州・沖縄地区会を8とする。
 - ウ 正会員A、Bの会員番号は、各地区会における本会への入会順の一連番号とする。
 - エ 正会員個人の会員番号は、従来の固有番号をそのまま使用する。

2. 会員略称

1) 付与要件

- (1) 他の会員との識別が可能であり、正式名称への復元が容易であること。

2) 付与方法

- (1) 会員略称の管理等は、中央事務局が行う。
- (2) 会員略称は、会員が入会時に、漢字・仮名・英文字を使用した2~5文字の略称案を作成して、中央事務局に申請して承認を受けた後、中央事務局から理事会に提出する。
- (3) 会員が国立情報学研究所目録所在情報サービス（以下、「NII-CAT/ILL」という。）に参加しているときは、そこで使用している参加組織略称注1）（以下、「NII 略称」という。）と同じ又は準じたものを略称案として申請する。
- (4) NII-CAT/ILLに参加していない会員は、「NII-CAT/ILL 未参加会員の会員略称案作成要領」（添付資料1）を参考にして略称案を作成し、申請する。なお、略称案の作成にあたっては、他の会員略称との区別を徹底する。
 - 注1）NII 略称は、参加組織が和文10文字以内で作成し参加時に申請する。

3. 会員記号

会員記号については、企画・調査委員会が、平成24年5月9日~6月8日に、各委員会並びに正会員A、B及び協力会員を対象として実施した「会員記号アンケート」の集計結果（添付資料2）に基づいて、次のとおりとする。

- (1) 会員記号は、平成24年度末をもって凍結し、平成25年度から新規に入会する会員への付与を中止する。

- (2) 平成 25 年度からは、会員記号を協会の事業・公的文書・協会出版物では使用しない。
ただし、平成 27 年度までの間は、会員記号を会員名簿・要覧会員名簿・ホームページ加盟館一覧に掲載し、付与中止に伴う猶予期間とする。
- (3) NACSIS-ILL に参加せずに相互利用業務を実施している会員が、凍結した会員記号を使用して相互貸借業務を行う場合を考慮して、理事会は正会員 A、B に対し、記号を使用した相互貸借依頼を可能な限り受け付けるよう要望を出す。
- (4) 会員記号を今後も継続して自館業務や個人的に使用することは各会員の判断に任せることとし、本会には関与しない。

添付資料

1. NII-CAT/ILL 未参加会員の会員略称案作成要領
2. 会員記号に関するアンケート集計結果（委員会、会員）

理事会提案議題 3-2

会員番号・略称 新設定案

- 会員番号 全会員変更
 会員略称 備考欄 1: 現略称を変更しない会員
 備考欄 2: NII略称を流用した会員
 備考欄 3: NII略称が6文字以上のため、NII略称を基に会員略称案を作成した会員
 備考欄 4: NII-CAT/ILL参加が上部機関であるため、会員略称案を作成した会員
 備考欄 5: NII-CAT/ILL未参加であるため、会員略称案を作成した会員

正会員A

地区会	会員番号		正式名称	会員略称		備考
	現番号	新番号		現略称	新略称	
北海道	2	A1-001	札幌医科大学附属総合情報センター	札幌	札医大	2
	3	A1-002	旭川医科大学図書館	旭川	旭医大	2
	4	A1-003	北海道医療大学総合図書館	北療	北医療大	2
	1	A1-004	北海道大学附属図書館	北大	北大	1
東北	7	A2-001	東北大学附属図書館医学分館	東北	東北大医	2
	5	A2-002	弘前大学附属図書館医学部分館	弘前	弘大医	2
	10	A2-003	福島県立医科大学附属学術情報センター	福島	福島医大	2
	6	A2-004	岩手医科大学附属図書館	岩手	岩医大	2
	8	A2-005	秋田大学附属図書館医学部分館	秋田	秋大医	2
	115	A2-006	奥羽大学図書館	奥羽	奥羽大	2
	9	A2-007	山形大学医学部図書館	山形	山形大医	2
	11	A2-008	青森県立保健大学附属図書館	青森	青森保健大	2
関東	21	A3-001	千葉大学附属図書館亥鼻分館	千葉	千大亥	2
	24	A3-002	東京大学医学図書館	東大	東大医	2
	27	A3-003	慶應義塾大学信濃町メディアセンター	慶應	慶大医	2
	28	A3-004	東京医科歯科大学附属図書館	医歯	東医歯大	2
	18	A3-005	群馬大学総合情報メディアセンター医学図書館	群馬	群大医	2
	28	A3-006	東京医科大学図書館	東医	東医大	2
	30	A3-007	東京慈恵会医科大学学術情報センター	慈恵	慈恵大	2
	29	A3-008	東京女子医科大学図書館	東女	東女医大	2
	37	A3-009	横浜市立大学医学情報センター	横浜	横浜市大医	2
	25	A3-010	順天堂大学図書館	順天	順大	2
	22	A3-011	日本大学医学部図書館	日大	日大医	2
	23	A3-012	日本医科大学図書館	日医	日医大中	2
	31	A3-013	昭和大学図書館	昭和	昭和医大	2
	32	A3-014	東邦大学医学メディアセンター	東邦	東邦大医	2
	122	A3-015	東京歯科大学図書館	東歯	東歯大	2
	123	A3-016	日本大学歯学部図書館	日大歯	日大歯	2
	33	A3-017	北里大学白金図書館	北里	北里白	2
	124	A3-018	日本歯科大学生命歯学部図書館	日歯	日歯大	2
	38	A3-019	北里大学医学図書館	北医	北里医	2
	39	A3-020	聖マリアンナ医科大学医学情報センター	聖マ	聖マ医	2
	34	A3-021	帝京大学医学図書館	帝京	帝京大医	2
	16	A3-022	獨協医科大学図書館	獨協	獨協医大	2
	17	A3-023	自治医科大学図書館	自治	自医大	2
	19	A3-024	埼玉医科大学附属図書館	埼玉	埼玉医大	2
	35	A3-025	杏林大学医学図書館	杏林	杏大医	2
	40	A3-026	東海大学付属図書館伊勢原図書館	東海	東海大医	2
	120	A3-027	明海大学歯学部メディアセンター(図書館)	明歯	明海歯	2
	20	A3-028	防衛医科大学校図書館	防医	防医大	2
	121	A3-029	日本大学松戸歯学部図書館	日松歯	日大松	2

関東	125	A3-030	鶴見大学図書館	鶴歯	鶴見大	2
	126	A3-031	神奈川歯科大学図書館	神歯	神奈歯大	2
	41	A3-032	麻布大学附属学術情報センター	麻布	麻布大	2
	42	A3-033	女子栄養大学図書館	女栄	女栄大	2
	218	A3-034	慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター看護医療学図書室	慶應看	慶大看	4 NIIには慶大藤が参加
	220	A3-035	埼玉県立大学情報センター	埼玉大	埼玉大	1
	217	A3-036	国際医療福祉大学図書館	国医福	国医福大	2
	241	A3-037	聖路加看護大学図書館	聖看	聖路加看大	2
	244	A3-038	千葉県立保健医療大学図書館	千保医	千葉保医大	2
	246	A3-039	東京家政大学図書館	家政	家政大	2
北信越	45	A4-001	新潟大学歯学図書館(旭町分館)	新潟	新大旭	2
	51	A4-002	信州大学附属図書館医学部図書館	信州	信大医	2
	48	A4-003	金沢医科大学図書館	金医	金医大	2
	132	A4-004	松本歯科大学図書館	松歯	松歯大	2
	131	A4-005	日本歯科大学新潟生命歯学部図書館	日歯潟	日歯大新	2
	46	A4-006	富山大学医薬学図書館	富山	富大医薬	2
	49	A4-007	福井大学附属図書館医学図書館	福井	福井大医	2
	219	A4-008	長野県看護大学付属図書館	長野看	長野看大	2
東海	56	A5-001	名古屋市立大学総合情報センター川澄分館	名市	名市大川澄	2
	136	A5-002	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター	愛歯	愛院大歯	2
	59	A5-003	藤田学園医学・保健衛生学図書館	藤田	藤田学園医	2
	60	A5-004	愛知医科大学医学情報センター(図書館)	愛医	愛医大	2
	135	A5-005	朝日大学図書館	朝日	朝日大	2
	56	A5-006	浜松医科大学附属図書館	浜松	浜医大	2
	55	A5-007	岐阜大学医学図書館	岐阜	岐大医	2
	57	A5-008	名古屋大学附属図書館医学部分館	名大	名大医	2
近畿	67	A6-001	京都府立医科大学附属図書館	京府	京府医大	2
	70	A6-002	大阪大学附属図書館生命科学図書館	阪大	阪大生	2
	66	A6-003	京都大学医学図書館	京大	京大医	2
	75	A6-004	奈良県立医科大学附属図書館	奈良	奈医大	2
	76	A6-005	和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館	和歌	和医大紀	2
	71	A6-006	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館	阪市	阪市大医	2
	69	A6-007	大阪医科大学図書館	阪医	阪医大	2
	68	A6-008	関西医科大学附属図書館	関西	関医大	2
	73	A6-009	神戸大学附属図書館医学分館	神戸	神大医	2
	141	A6-010	大阪歯科大学図書館	阪歯	阪歯大	2
	74	A6-011	兵庫医科大学図書館	兵庫	兵庫医大	2
	72	A6-012	近畿大学医学部図書館	近畿	近大医	2
	65	A6-013	滋賀医科大学附属図書館	滋賀	滋医大	2
	235	A6-014	神戸常盤大学図書館	神常	神常盤	2
	243	A6-015	滋慶医療科学大学院大学図書館	滋医科	滋慶院大	2
中国・四国	82	A7-001	岡山大学附属図書館鹿田分館	岡山	岡大鹿	2
	90	A7-002	徳島大学附属図書館蔵本分館	徳島	徳大蔵	2
	84	A7-003	広島大学図書館霞図書館	広島	広大霞	2
	80	A7-004	鳥取大学附属図書館医学部分館	鳥取	取大医	2
	85	A7-005	山口大学図書館医学部図書館	山口	山口大医	2
	83	A7-006	川崎医科大学附属図書館	川崎	川崎医	2
	81	A7-007	島根大学附属図書館医学図書館	島根	島大医	2
	93	A7-008	高知大学総合情報センター(図書館)医学部分館	高知	高大医	2
	91	A7-009	香川大学図書館医学部分館	香川	香大医分	2
九州	100	A8-001	長崎大学附属図書館医学分館	長崎	長大医	2
	95	A8-002	九州大学附属図書館医学図書館	九大	九大医	2
	96	A8-003	久留米大学医学図書館	久留	久大医	2
	104	A8-004	鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館	鹿児	鹿大桜	2
	145	A8-005	九州歯科大学附属図書館	九歯	九歯大	2
	97	A8-006	福岡大学図書館医学部分館	福岡	福岡大医	2
	105	A8-007	産業医科大学図書館	産医	産医大	2

正会員B

地区会	会員番号		正式名称	会員略称		備考
	現番号	新番号		現略称	新設定案	
関東	201	B3-001	国立保健医療科学院研究情報図書館	科学院	科学院	1
	36	B3-002	国立がん研究センター図書館	国がん	国がん	1
	202	B3-003	国家公務員共済組合連合会中央図書室	連中	連中	1
	203	B3-004	日本医師会医学図書館	医師	医師会	2
	207	B3-005	聖路加国際メディカルセンター教育・研究センター医学図書館	聖ルカ	聖路加医	2
	208	B3-006	埼玉県立がんセンター図書館	埼がん	埼玉がん	5
	209	B3-007	東京厚生年金病院図書室	東厚年	東京厚年	5
	210	B3-008	千葉メディカルセンター図書館	千メセ	千葉MC	2
	204	B3-009	日本看護協会図書館	日看協	日看協	1
	213	B3-010	群馬県立がんセンター図書館	群がん	群馬がん	5
	217	B3-011	国立国際医療研究センター図書館	国医療	国医セン	2
	205	B3-012	東京都看護協会図書室	東看協	都看協	5
	206	B3-013	国立成育医療研究センター図書館	成育	国成育医	2
	229	B3-014	日本歯科医師会図書館	歯医師	歯医師	1
	232	B3-015	千葉県がんセンター図書館	千がん	千葉がん	5
	237	B3-016	国立病院機構文献情報センター	国文情	国病文献	5
	240	B3-017	総合病院国保旭中央病院図書室	旭中病	旭中央病	5
	242	B3-018	千葉東病院図書室	千東病	千葉東病	5
	212	B3-019	群馬県立小児医療センター図書館	群小医	群馬小児	5
	245	B3-020	国立精神・神経医療研究センター図書館	精神医	NCNP	2
	247	B3-021	東京都立多摩総合医療センター図書室	多摩	多摩医療	5
	249	B3-022	東京都済生会中央病院医療情報センター図書室	東済セ	都済生中央	3 NI:東京都済生会中央
	250	B3-023	東京都医学総合研究所図書室	東都医	都医学研	2
	255	B3-024	東京ベイ・浦安市川医療センター国際図書館	東ベイ	東ベイ	1
	257	B3-025	東京警察病院図書室	東警察病	東警察病	1
東海	211	B5-001	愛知県がんセンター図書館	愛がん	愛知がん	2
	214	B5-002	静岡県立静岡がんセンター医学図書館	静がん	静岡がん	5
	226	B5-003	聖隷福祉事業団 聖隷浜松病院第一図書室	聖隷	聖隷浜	2
	248	B5-004	岐阜県総合医療センター図書室	岐医セ	岐阜医療	5
	256	B5-005	一宮西病院図書室	一宮西病	一宮西病	1
近畿	215	B6-001	田附興風会医学研究所図書室	田附	田附研	2
	77	B6-002	天理よろづ相談所病院医学図書館	天理	天理病	2
	253	B6-003	日本麻酔学会麻酔博物館	麻酔博	麻酔博	1
	254	B6-004	国立循環器病センター図書館	国循	国循	1
中国・四国	221	B7-001	放射線影響研究所図書館	放研	放研	1
	222	B7-002	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター図書室	高知医	高知医療	2
	223	B7-003	中国労災病院図書室	中国労	中国労	1
	224	B7-004	国立病院機構呉医療センター図書室	呉医療	呉医療	1
	225	B7-005	大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院図書室	倉敷	倉敷中病	5
	228	B7-006	島根県立中央病院図書室	島根中	島根県中	1

正会員個人 ※従来の固有番号をそのまま使用し、会員種別と地区会番号を付与する。

(例)

地区会	会員番号		会員名	備考
	現番号	新番号		
関東	D-160	D3-160	〇〇 〇〇〇	
東海	D-26	D5-026	△△△ △△	

協力会員

地区会	会員番号		正式名称	会員略称		備考
	現番号	新番号		現略称	新設定案	
関東	501	E3-001	国際医学情報センター	国医情	国医情	1
	502	E3-002	医学中央雑誌刊行会	医中誌	医中誌	1

理事会提案議題 3-3

(添付資料1)

NII-CAT/ILL 未参加会員の会員略称案作成要領

NII-CAT/ILL 未参加の会員が会員略称案を作成するときは、以下のとおりとする。

1. 付与要件である「他の会員との識別が可能であり、正式名称への復元が容易であること。」に基づき、漢字・仮名・英文字 2~5 文字の略称案を作成する。
2. 作成要領
 - 1) 親機関に公式略称があるときは、公式略称を利用・準用する。
 - 2) 正式名称に用いられている語のうち、他の会員略称にないユニークな語を使用する。
 - 3) 他の会員略称との区別を徹底する上で、正式名称に用いられている地名及び館種等を表す語は省略しないことが望ましいが、文字数制限により省略する必要があるときは以下のとおりとする。
 - (1) 下記の地名を省略するときは、次のとおりとする。

日本 → 日、北海道 → 北、青森 → 青、岩手 → 岩、秋田 → 秋、茨城 → 茨、栃木 → 栃、群馬 → 群、埼玉 → 埼、千葉 → 千、東京 → 東、東京都 → 都、神奈川 → 神奈、横浜 → 横、山梨 → 梨、新潟 → 新・潟、富山 → 富、金沢 → 金、松本 → 松、岐阜 → 岐、静岡 → 静、浜松 → 浜、愛知 → 愛、名古屋 → 名、近畿 → 近、関西 → 関、滋賀 → 滋、京都 → 京、大阪 → 阪・大、神戸 → 神、兵庫 → 兵、奈良 → 奈、和歌山 → 和、中国 → 中、鳥取 → 取、島根 → 島、岡山 → 岡、広島 → 広、徳島 → 徳、香川 → 香、九州 → 九、久留米 → 久、佐賀 → 佐、長崎 → 長、熊本 → 熊、大分 → 分、鹿児島 → 鹿、沖縄 → 沖

なお、地名のうち、東北、奥羽、山形、福島、福井、長野、東海、山口、愛媛、高知、福岡は、原則として省略しない。
 - (2) 下記の館種等を省略するときは、次のとおりとする。

医学・医科 → 医、医療 → 療（「医療」の略に「医」は使用しない。）、
医療科学 → 医療・医療科（「医療科学」の略に「医科」は使用しない。）、
医療技術 → 医技、医療福祉 → 医福、栄養 → 栄、看護 → 看、
看護医療 → 看・看医、看護福祉 → 看福、技術 → 技、協会 → 協、
研究・研究所 → 研、県立 → 県、公立 → 公、国際 → 国、
歯学・歯科 → 歯、社会保険 → 社保、市立・市民 → 市、小児 → 児、
生命 → 生、センター → セ・セン、総合 → 総、綜合 → 綜、
大学 → 大、中央 → 中、都立 → 都、博物館 → 博、病院 → 病、
福祉 → 福、府立 → 府、保健 → 保、保健医療 → 保医、労災 → 労
 - 4) 正式名称に用いられている語のうち、下記の語は会員略称の対象としない。
 - ・国立大学法人、公益財団法人及びこれに準ずる法人名
 - ・図書館、図書室

理事会提案議題 3-4

(添付資料 2)

会員記号に関するアンケート集計結果 (委員会)

1. 実施期間

平成24年5月9日(水)～5月31日(木)

2. 回答率

	委員会数	回答数	回答率(%)
委員会	12	12	100.0%
WG	3	3	100.0%
計	15	15	100.0%

3. 回答集計

	回答数	記号の使用		略称での代用		記号の存続		
		使用	不使用	可	不可	希望する	希望しない	無回答
委員会	12	1	11	4		1	9	2
WG	3		3				2	1
計	15	1	14	4		1	11	3

4. 意見

1) 記号の存続を希望する

- ・公式文書では使用しませんが、集計などではアルファベット2～3文字で加盟館を特定できるためあると便利です。
あくまで記号ですので、どんな形式でも構いません。

2) 記号の存続は無回答

- ・会員記号に慣れている会員にとっては、メモを書いたりする時に便利である。

3) 記号の存続を希望しない

- ・廃止に賛成します。

会員記号に関するアンケート 集計結果（会員）

1. 実施期間

平成24年5月18日（水）～6月8日（金）

2. 回答率

	会員数*	回答数	回答率(%)
正会員A	101	90	89.1%
正会員B	36	31	86.1%
協力会員	2	2	100.0%
計	139	123	88.5%

* 会員数は、6月1日現在

3. 会員記号の使用/存続

	回答数	記号の使用			記号の存続		
		使用	不使用	無回答	希望する	希望しない	無回答
正会員A	90	31	56	3	20	64	6
正会員B	31	8	23		8	20	3
協力会員	2	1	1		1	1	
計	123	40	80	3	29	85	9
%		32.5%	65.1%	2.4%	23.6%	69.1%	7.3%

4. 会員記号の使用+存続

記号の使用	記号の存続	正会員A	正会員B	協力会員	計
使用	希望する	16	3	1	20
	ILLで使用*	13	3	1	17
	ILL以外で使用*	3	1		4
	NII-ILL参加	16	1		17
	NII-ILL不参加		2	1	3
	略称での代用可	12	3	1	16
	略称での代用不可	4			4
	希望しない	15	4		19
	ILLで使用*	15	4		19
	ILL以外で使用*	2			2
	NII-ILL参加	13	3		16
	NII-ILL不参加	2	1		3
	無回答		1		1
	ILLで使用*		1		1
	ILL以外で使用*				
NII-ILL参加					
NII-ILL不参加		1		1	
小計		31	8	1	40
不使用	希望する	4	5		9
	希望しない	49	16	1	66
	無回答	3	2		5
小計		56	23	1	80
無回答		3			3
計		90	31	2	123

* ILLで使用、ILL以外で使用、は重複回答あり

ILL以外の会員記号の用途：統計、管理業務、オンラインジャーナルのパスワード、参考調査依頼の宛先、業務上のメモ

5. 意見

1) 会員記号を使用、存続を希望する

- ・本学としては、会員記号・番号を ID・パスワードに使用している事が多いので、変更はあまりしていただきたくない。
- ・現行所在や JMLA の総合目録を利用した相互貸借経験者以外にはなじみが無いかもしれませんが、アルファベット 2 文字で機関を同定できる便利な記号です。
- ・ぜひ存続してください。
- ・業務上、内部の処理で記号を使っている。廃止されても使い続ける可能性はある。
- ・日本語よりローマ字の方が使い勝手がよいです。
- ・文献複写を依頼する際に利用していますので、存続して頂けたらうれしいです。
- ・ILL 依頼に NII-ILL を使用しているため、館名の記述には会員記号(JMLA 参加館)と略称(JMLA 非参加館)とを併用しています。当館の業務において、会員記号を廃止されても著しい不具合は生じないとは思いますが、記述時の省力・迅速化の点から記号式を続けていただければありがたいと思います。
- ・会員記号での代用は不可能ではありませんが、できればこれまで使用していた記号は引き続き使えることを希望いたします。会員記号が使えなくなると、相互貸借申込書等の印刷や相互貸借の管理に使用している社内システムの改修等が必要となるかもしれません。会員記号がなくなっても、相手館がこれまでの会員記号でも受け付けていただけるのであればありがたいです。
- ・当館では加盟館の識別に会員記号を使用しており存続についてはどちらでも業務上の影響はあまりありません。
- ・レックス時代を経験している ILL 担当者にとっては会員記号が刷り込まれているので、漢字よりも書くのが早く、並び替えも簡単、と利点は多いのだが、もはやその時代でもない。希望するを選択したが、廃止となってもやむを得ないと思う。
- ・ILL の処理業務に JMLA 会員記号を使用することがあるが、JMLA 加盟館以外からの ILL 業務も多く、JMLA 会員記号に固執はしない。従って存続についての解答は「希望する」でもなく「希望しない」でもなく、有れば有ったで、無ければ無くてもどちらでも構いません。
- ・略称がまぎらわしいため、ILL 業務の時には確認のため会員記号も使用している。略称を 3 文字以上にして機関名を具体的に表せれば、会員記号は廃止してもかまわないと考える。

2) 「会員記号を使用、存続を希望する。」のうち、会員略称での代用を不可とした会員の理由

- ・会員記号を記憶して使用しているため、略称は使用していない。
- ・(オンラインジャーナルのパスワードに使用しており) パスワードの変更が難しい。漢字は使用できない。
- ・当館の略称は、某女子大学と頻繁に間違えられるため。
- ・館員がなれているから。

3) 会員記号は使用していない、存続は希望する

- ・業務用のメモ書き程度には使っているので「希望する」を選びましたが、実際は「なくてもいい」「どちらでもよい」です。
- ・本学の業務上の必要性はないと思うが、協会の事務処理上で必要ならば新しい番号を付与してもよいと思う。
- ・強く「希望する」ということではなく、あまり意識していなかったもので、希望しないわけではないという意味です。当館は、親機関の名称が何度か変わってきましたので、似た名称の機関様と混同されているかもしれないという危惧はあります。

- ・アルファベットは使用することがないですが、漢字、ひらがなの2~4文字は、略称として他機関を呼ぶときに使用しています。会員記号の存続を希望すると回答いたしますが、『どちらでもよい』が意見です。
- ・出来ましたらJMLA相互利用便覧の各ページの図書館名の箇所にも記号があるとありがたいです。
- ・JLAの機関番号のように、番号を見ると地域や規模をある程度わかるようにしていただくと、調査のときにも役立つと思う。

4) 会員記号は使用、存続は希望しない

- ・ILL作業票の整理に記号を使っているのですが、あれば便利だと思っている。ただ、最近ではJMLA加盟館以外との遣り取りも多いので、今の記号に固執はしない。
- ・現在ILLの受付館・依頼館の記録に利用しているが、なければ別の形で処理することも可能だと考えるので、あれば便利だが存続が必須だとは思わない。
- ・Q.3で「使用している」ですが、手許で記録用に使用している程度の使い方です。
- ・ILLに関しても、今ではほとんど国立情報学研究所のILLを利用しているので、会員記号はなくても問題ない。
- ・今後も継続するのであれば新たに振り直す必要があると思うがそこまでする必然性がないと思います。
- ・NIIの利用が中心となっていることから、加盟館内での必要性を判断して取り扱いを決めてよいと考えます。
- ・JMLAの歴史のなかで、記号を使って業務を能率よくこなしてきたことを考えると、今、要らないについて話題となるのは感慨深いものがあります。
- ・ISIL <<http://www.ndl.go.jp/jp/library/isil/>>などの標準番号の利用も考えられると思います。

5) 会員記号は使用していない、存続は希望しない

- ・Q6(存続)に回答したが、担当者に確認したところ会員記号がなくても支障がないことから、希望しない。
- ・「存続」は「特に希望しない」程度。存続に反対するものではありません。希望する意見が一定数(回答の3分の1程度?)あれば存続してもよいと思います。
- ・年次統計などのJMLAからの依頼文書でしか使用したことがないのですが、逆に他館がどのように使用しているのかが知りたいです。6番で「希望しない」にしましたが、皆さんが有効活用しているのであれば存続しても宜しいかと思います。
- ・希望しない方を選択しましたが、どちらでも構いません。いろいろな作業には長い名称の場合困ることもあるかもしれません。まだ入会して日が浅いので、困る場合ということが想像できませんのでごめんなさい。
- ・業務としてではなく個人的にメモを取る際に時々使用しています。メモを取る時などは非常に使いよいです。しかし、以前はテレックスなどのため、少ない字数で情報のやりとりをするために必要だったと思いますが、その心配をしなくても良くなった、日本語(漢字)標記等でのやり取りが可能になってきたので、解消しても良いのではと思います。
- ・あっても特に問題はありますが、今となってはあまり汎用性のない体系のように思いますので、見直しに賛成です。
- ・業務上用途がなくなっている。(かつては相互貸借依頼時に記入していたが)
- ・現状では必要ないと考えます。
- ・昨年度加盟させていただきました。会員記号はまだ使ったことがありません。相互協力も現

状はNACSIS-ILLを主体に利用させていただいております。

- ・会員記号という表現に当初困惑しました。機関に対して付けられたアルファベット2文字の記号のことだとわかるのに時間がかかりました。それほど、使っておりませんので必要ないと思います。
- ・当館では、ILLの申込みをJMLA様式(FAX)で行っています。その際も、申込機関・受付機関ともに会員「略称」を記載しています。担当者以外が見ても判り易いからです。
- ・ILL業務では、会員記号を必要としていません。ILLはNIIシステムとFAXで依頼・受付しており、会員記号を意識する必要がありません。重複雑誌交換作業で会員記号を使いますが、会員記号が会員略称に変更されても支障ありません。
- ・当館は、NACSIS-CAT/ILLに参加しており、利用者からのILL申込みもオンライン化されているため、重複交換などJMLA関連の業務以外では使用しなくなっている。また、以前から他館と間違えられやすい記号でもあり、略称を代用とすれば、存続しなくてもよいのではないかと考えます。
- ・会員記号は会員略称で代用可能だと思いますが、会員略称は紛らわしい物があるので、改善して頂けたらと思います。(高知大医学部の略称は「高知」なのですが、高知医療センターの「高知医」と紛らわしく、毎年重複雑誌交換の折りに間違えて申込が来ます。)
- ・変更するのであれば、Nacsis-IIIとの互換性のある記号が望ましい。
- ・変更する場合は、周知・広報を徹底してほしい。また、今後は、長期間使用に耐えるものにして欲しい。

6) 会員記号は使用、存続は無回答

- ・存続は回答しておりません。一任させていただきます。

7) 会員記号は使用していない、存続は無回答

- ・会員記号・略称など、複数あると他の協会関係にも記号が複数あるため、わからなくなるので変更などは出来るだけしないでいただくとありがたいです。
- ・重複雑誌交換等で使用しますが、その他日常業務では必要性を感じません。無ければ無いでいいでしょうし、有れば有るで邪魔にならないでしょう。
- ・存続はどちらとも言えない。ILL等に参加がないため、現状会員記号を使うのは医図協の提出物のため何とも回答のしようがありません。よろしくご依頼申し上げます。
- ・存続についてどちらでも良いです。

理事会提案議題 4

「総会運営に関する細則」の改正について

総会運営に関する細則（改定案）

（目的）

第1条 この細則は、定款第29条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項を定める。

（会期）

第2条 通常総会の会期は、1日間とする。

2 臨時総会の会期は、理事会において定めるものとする。

3 通常総会に連続して、講演会、研修会、分科会又は部会等（以下「講演会等」という。）を開催できるものとする。

（開催地）

第3条 開催地は、原則として東京都とする。ただし、4年に1回程度、東京都以外で開催できることとする。

（総会組織委員会）

第4条 理事会は、総会開催の都度、総会組織委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は、中央事務局に置く。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）会長

（2）理事

（3）中央事務局長

（4）その他、理事会が必要と認めた者

4 委員長は、会長とする。

（総会実行委員会）

第5条 委員会の下に、総会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

2 実行委員会は、中央事務局に置く。ただし、東京都以外で開催する場合は、当該地に置くこととする。

3 実行委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）専務理事を含む若干の理事

（2）中央事務局長

（3）その他、理事会が必要と認め者

4 実行委員長は、委員の互選とする。

（経費）

第6条 総会運営に係る経費は、原則として本会の予算及び出席会員の参加費をもって充てる。

（招集状）

第7条 総会の招集状は、会長が、総会開催日の1か月前までに正会員及び協力会員に発送する。

（名誉顧問及び会友の招請）

第8条 本会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招請する。

(関係者招請)

第9条 総会に、官庁その他関係者の出席を必要とする場合は、会長名をもって招請する。

(議案提出手続)

第10条 会員が、総会に議案を提出する場合、臨時総会の場合を除き、所属地区会の事務局に提出するものとする。

2 地区会事務局は、総会開催日の4か月前までに理事会に提出するものとする。

(委任状提出の手続)

第11条 総会構成員は、定款第33条第1項の規定に基づき、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、原本を中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

(表決権)

第12条 総会における表決権は、1総会構成員につき1票とする。ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 正会員A及びBの代表者が正会員個人である場合は、2票を行使することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、定款第30条に基づいて指名する。

2 総会の議長は、副議長を指名することができるものとする。

(議事録)

第14条 中央事務局は、議事録を作成し、会員に周知するものとする。

(オブザーバーの出席)

第15条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができるものとする。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。

(講演会等)

第16条 講演会の企画・運営に関することは、委員会が行うものとする。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。

(別紙)

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

委 任 状

第 回日本医学図書館協会総会（平成 年 月 日：於 ）

における議案審議及び表決権の行使を、定款第33条第1項の規定に基づき、

に委任いたします。

平成 年 月 日

会 員 名 :

印

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

理事会提案議題5

「会員の権利（特典）と義務」の明確化について

以下に準じた一覧表を作成し、入会案内パンフレットやホームページに記載する。

会員の権利（特典）と義務

正会員		協力会員	維持会員	
A、B	個人	団体	団体	個人

出版物に関すること

機関誌「医学図書館」の受領	○	○	○	○	○
「会員名簿」の原稿提出義務	○	○	○	○	○
「会員名簿」の受領	○	○	○	○	○
会員限定ホームページの閲覧・利用	○	○	○	○	○
本会「要覧」の受領	○	○	○	○	○
「会員統計」の原稿提出義務	○	×	×	×	×
「会員統計」の閲覧	○	○*1	×	×	×
本会出版物の会員価格購入	○	○	○	○	○

*1 閲覧申請書提出

資料入手に関すること

電子ジャーナル・コンソーシアムへの参加	○	×	×	×	×
重複雑誌交換への参加	○	×	×	×	×
相互利用への参加	○	×	○	×	×
共同購入（図書館年鑑・磁気テープ等）への参加	○	×	×	×	×

研修・セミナー等に関すること

本会主催研修会参加費の会員価格適用	○	○	○	○	○
分科会への参加	○	○	○	○	○
基礎研修会実行委員会の役割分担	○	○	○	×	×
医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会の役割分担	○	○	○	×	×

正会員		協力会員	維持会員	
A、B	個人	団体	団体	個人

認定資格・研究助成等に関すること

「ヘルスサイエンス情報専門員」資格申請	○	○	○	○	○
上記資格申請への会員価格適用	○	○	○	×	×
研究助成費・海外研究助成費の支給申請	○* ²	○	○* ²	×	×
協会賞・奨励賞の応募・推薦資格	○	○	×	×	×

*² 正会員 A、B 及び協力会員に所属する個人

本会運営・会議等に関すること

総会における表決及び役員選挙の投票	○	○	○	×	×
総会への出席	○	○	○	○* ³	○* ³
総会資料・会議録の閲覧	○	○	○	○	○
役員への立候補	○	○	×	×	×
役員候補者の推薦	○	○	○	×	×
評議員の受嘱	○	○	○	×	×
評議員候補者の推薦	○	○	○	×	×
各種委員会活動への参加	○	○	○	×	×
地区会への所属	○	○	○	×	×
地区会事務局の担当（各地区会会則による）	○	○	×	×	×
部会への参加	○	○	×	×	×

*³ 会場の都合等で出席を認めないことがある。

その他

各種アンケートへの回答	○	○	×	×	×
-------------	---	---	---	---	---